

保 税 蔵 置 場 許 可 期 間 の 更 新 公 告

関税法第42条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月15日

函 館 税 関 長 鶴 卷 嘉 一

1. 被許可者の住所及び名称

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

ENEOSグローブガスターミナル株式会社
(法人番号：4010001085580)

2. 保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署：青森税関支署）

ENEOSグローブガスターミナル株式会社 青森ガスターミナル 保税蔵置場

青森市大字野内字浦島84番1

3. 更新した期間

自 令和元年6月1日

至 令和7年5月31日